

2010/4/8

**重要**

2010年4月9日

有機農産物の認定生産行程管理者

有機農産物の認定小分け業者の皆様へ

(財) 自然農法国際研究開発センター  
認定事務局長 今井 悟**格付実績報告提出のお願い**

日頃より有機農産物の生産・流通にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今回は毎年提出が義務づけられています格付実績報告提出のお知らせです。

**代表者及び格付責任者におかれましては、本内容を必ず御確認の上、平成 21 年度 (H21.4.1～H22.3.31) の格付実績の数量をすみやかに報告してください。**

提出期限は6月中ですが、提出を忘れないためにも、6月を待たずに年間の計画等と一緒に提出されることを強くお勧めします。

なお、本通知は有機農産物の認定事業者様すべてにお送りしております。万が一、行き違いにより既に格付報告を頂戴していた場合はご容赦くださいますようお願い申し上げます。

**1. 報告の対象となる農産物の範囲**

**生産行程管理者：**表示 (有機表示、JAS マーク表示) の有無や出荷の有無に係らず格付 (生産行程の検査) を行って合格した有機農産物の数量を報告してください。

**小分け業者：**小分けして格付表示した農産物の数量を報告してください。

**2. 集計の方法 (別紙「格付報告における有機農産物分類基準 (目安)」を参照ください)**

1) 最初に品目ごとに **kg** で集計してください (トマトが何 kg、ダイコンが何 kg など)。

※品目毎の集計が大変な場合は省略も可

2) さらに別紙の基準に基づき区分ごと (野菜、果樹、米など) の合計 **kg** を出してください。

3) 生産行程管理者の場合は、①と②について、③生産者ごとの数値と④全生産者の合計を出してください。

4) 最後に⑤総合計を **kg** で出してください (個体数での集計は不可)。これが皆さんから報告していただきたい最終の格付実績数量です。書式は本センターのホームページにも載せている農 M-2 有機 JAS 格付実績報告書などをお使い下さい (今回は添付しています)。

農水省への報告で必要なのは、②区分ごとの数値及び④生産行程管理者ごと (すなわち全生産者の合計) 及び⑤総合計です。①及び③は農水省への報告には必要ありませんが、皆さんが何をどのくらいやっているかを認定事務局で承知するためにご協力いただけると有り難いものですが、省略しても構いません (ただし年次調査の際には総量監査の必要上、各農家の格付数量も確認させていただくことがありますので責任者におかれましては管理・把握をお願いします)。

なお、すべての数値は**必ず kg 単位で報告してください**。これは農水省に kg 単位で報告する

2010/4/8

ためです。ハクサイ 100 玉、ダイコン 500 本、小松菜 300 束という書き方は不可です。1 個体あたりの重さを大まかに決めて本数や個数に掛けて計算してください。

出荷記録のコピーなどをそのまま提出されることはおやめ下さい。必ず集計の上、ご報告下さい。

### 3. その他出荷関係の記録について

日々の出荷記録、収穫記録、JAS マーク使用記録、格付検査（生産行程の検査）記録等は認定事務局に提出していただく必要はありません。これらは認定機関のために作成する書類ではありません。皆さん方が格付業務を適切に行っていることを証明するために必要不可欠な記録です。

これらの記録類は毎年の年次調査で検査員が確認しますので大切に保管しておいてください（ただし必要に応じてその写しの提出をお願いすることもあります）。認定の技術的基準でもその保管が義務付けられています。

財団作成の参考書式や独自の書式などご自分にあった使いやすいものを使って従来どおり記録を続けていただくようお願いいたします（農産の収穫以降の記録類の参考書式を改訂したものを添付しましたので参考にしてください）。

JAS 法改正直後に開催した講習会でお渡ししている書式にはこれらの書式は入っていませんが、これら収穫以降の記録作成が不要になったわけではありません。

講習会で説明しているように生産行程の検査の記録等が 1 年以上の間、作成あるいは保管されていなかった場合は認定取り消しになりますので十分にご注意下さい。特に責任者におかれましては各担当者が記録等をきちんと作成・保管されているかどうかについて定期的に確認していただくようお願いいたします。

#### 【格付実績報告提出についての説明】

認定事業者は昨年の 4 月 1 日から本年 3 月末日までの格付実績を本年 6 月末日までに登録認定機関に報告することが JAS 法で義務づけられています（認定事務局では皆さんの実績を集計して 9 月中に農水省に報告します）。また申請時に提出いただいていた確約書の第 14 項においても期限内の提出を約束していただいています。そしてこれに違反した場合は本財団が認定の取り消しまたは格付業務の停止等の措置を行うことができることに同意を頂いています（第 16 項）。

毎年報告が遅れている事業者に対しましては、本年も期限内に報告がなかった場合は 7 月 1 日をもって格付品の出荷停止または認定取消の措置を講ずる用意がありますので、今一度確約書の内容をよくご確認の上、くれぐれも報告の遅延が起きないようにご注意ください。また思い違い、記憶違い等で報告したつもりでいても、実際には提出を忘れていたこともよくありますので、認定事務局に報告されたらその旨を記録に残しておくことをお勧めします。

※分かり難いことがありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

以上 本件担当 認定事務局 岩堀 寿<sup>ひとし</sup>・大橋弘保・谷木伸行  
林洋子

tel:0557-85-2001 / fax:0557-81-0723